

※No.37を変更いたしました。

	質問内容	回答
1	県外在住者と県内在住者が一緒の場合はどうすれば良いか	使っ得！の割引は県内在住者のみに適用となります。精算を分けることが可能であれば県内在住者に割引適用と地域クーポン券のお渡しをしていただき、県外在住者は通常料金での精算(地域クーポン券も渡さない)としていただくようお願いいたします。
2	宿泊施設でWEB販売する商品も対象か	下記条件を満たすフローが構築できる場合に限り可能です。 ・県外の方は割引適用としないようにする ・キャッシュバックによる割引額の還元は行わない →WEBでは「予約のみ」とし決済は「現地決済」として頂くのが望ましい。(本人及び同行者の身分確認を行った上で新潟県民は割引額を引いて現地決済、県外の方は通常料金で現地決済の形を取る)
3	販売価格の明示の仕方について教えてほしい	対象商品の販売に関しては、「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」割引適用商品であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格(助成後の価格)を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすることが必要です。
4	日帰り旅行の定義は	旅行業法に基づき、旅行代理店で販売されている日帰り旅行商品を本事業における日帰り旅行と定義します。バス等の交通機関とセットになったプランが対象で、宿泊施設が販売している日帰りプランは対象外です。
5	キャンペーンの内容を教えてください	①旅行会社が販売する旅行商品の代金、又は宿泊施設が販売する宿泊商品の料金の半額又は一人泊当たり5,000円のいずれか小さい方の額を割引。(日帰り旅行は一人あたり)※100円未満切捨 ②①の割引を適用する対象者一人泊あたり2,000円の地域クーポン券を付与。(日帰り旅行は一人あたり)
6	予約期間は	6月25日(金)～8月31日(火)で準備が整った宿泊施設、旅行会社から順次取扱開始となります。ただし、今後、取扱が変更になる場合があります。最新情報は使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページをご確認ください。 https://www.tukatoku-niigata.com/
7	対象の旅行期間・宿泊期間は	6月28日(月)出発分(6月28日チェックイン分)～12月31日(金)出発分(1月1日チェックアウト分)となります。最新情報は使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページをご確認ください。 https://www.tukatoku-niigata.com/
8	割引額の計算の仕方について詳しく知りたい	「個々の」かつ「宿泊日ごとの」宿泊代金を基準に計算します。それぞれの代金の半額又は5,000円のいずれか小さい額を割引額として適用し(100円未満切捨)、最後に合算して全体の割引額が決定となります。 なお割引額の計算に関しては別途「料金計算シート」をご用意しておりますので、こちらを基に算出頂きますようお願いいたします。
9	代金は税抜きでの計算か、税込みでの計算か	税込みでの計算となります。
10	地域クーポン券の配布枚数の計算の仕方について詳しく知りたい	割引対象になるお客様1名あたり1泊につき2,000円のクーポン券を付与頂きます。「個々の」かつ「宿泊日ごとの」宿泊代金が5,000円以上の場合が対象です。割引対象とならない場合はクーポン券の対象にもなりません。
11	割引額の計算方法とクーポン券の付与枚数は手計算か	手計算は行わないで下さい。「料金計算シート」を用いた算出をお願いします。こちらを基に旅行者に署名頂く「利用確認書」を作成頂きます。 ※パソコンを用いた書面作成ができない場合は事務局へお問い合わせ下さい。
12	料金計算シートと利用確認書はどこから入手するのか	使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページよりダウンロードできます。 https://www.tukatoku-niigata.com/ ※分からない場合は事務局へお問い合わせ下さい。
13	施設で直接予約を受け付ける団体旅行の取扱いはどうすれば良いか	事務局へお問い合わせ下さい。
14	どこに申し込めば良いのか	キャンペーン対象の宿泊施設に直接予約を入れて頂くか、キャンペーン対象の旅行商品を扱っている旅行会社で申し込めます。対象の宿泊施設・旅行会社は使っ得！にいがた県民割公式ホームページをご確認ください。 https://www.tukatoku-niigata.com/
15	利用者が旅行を申し込む以外にすることはあるか (「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」の宿泊補助券のような申請や当日の書面持参等)	ありません。お客様は参画している宿泊施設又は旅行業者で予約をし、割引額の支払いを行うのみです。(支払時に宿泊施設・旅行業者から提示される「利用証明書」の内容確認と署名欄への代表者署名をして頂きます)当日の身分証明書持参だけは必要になりますので、お客様へ忘れずにお伝え下さい。
16	新潟県民であることの確認はどうするのか	予約の受付をする宿泊施設及び旅行会社にて身分証明書(運転免許証や健康保険証など)により確認します。代表者及び同行者全員の身分確認を行います。
17	県外出身の県内在住者で免許証の住所変更を行っていない時の確認方法	現住所宛の郵便物の提示で可とします。
18	OTA事業者(じゃらん、楽天トラベル)などでの販売は可能か	可能です。宿泊施設での直接販売を受け付けずOTA事業者での販売のみとすることも宿泊施設ごとの判断で可能です。
19	OTA事業者やWeb販売の旅行業者での予約の際、新潟県民であることの確認はないのか	事前確認はあります。参画頂くOTA事業者及びWeb販売の旅行業者には、利用者全員が新潟県民であることの何らかの仕組みを構築することを条件としています。ただし可能な限り、OTA等で予約をしたお客様の当日の本人確認等は宿泊施設でも実施頂けると助かります。(強制するものではありません)
20	既に購入(予約)している商品も割引が受けられるのか	本キャンペーンの開始前に購入(予約)した商品は割引対象外となります。なお、キャンペーン適用のため一旦予約を取り消して新たに予約を取り直せば対象とすることは可能ですが、新たに予約を取り直しする際にかかった以前の予約の取消料は事務局では負担いたしません。
21	利用回数の制限はあるか	回数制限は設けていないため、何度でも利用可能です。
22	企業の出張案件等のビジネス利用は適用可能か	可能です。企業名での領収書発行も可能です。
23	企業の社員旅行等で会社経費を使う場合は適用可能か	可能です。企業名での領収書発行も可能です。

24	市町村等が行っている割引制度との併用はできるか	可能です。本キャンペーンの割引額とクーポン券付与額を差し引いたお客様の「実質負担額」から市町村等の割引を適用する形となりますが、これが「0円」になるまでは適用可、それ以下となる場合は適用外となります。 なお後日返金のキャッシュバックが生じる場合についても、実質負担額が「0円」を下回る場合は「使っ得！」又は「市町村等の割引」いずれかを適用外とします。
25	OTA事業者が独自で行っている割引制度との併用はできるか	可能です。本キャンペーンの割引額とクーポン券付与額を差し引いたお客様の「実質負担額」からOTA事業者の割引を適用する形となりますが、これが「0円」になるまでは適用可、それ以下となる場合は適用外となります。
26	「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」との併用はできるか	不可です。「泊まっ得！」の宿泊補助券を使って宿泊する場合は「使っ得！」の割引適用外となります。もし「使っ得！」の割引適用を受けたい場合は「泊まっ得！」の宿泊補助券は権利放棄して頂く旨、お客様の同意を得た上で取り扱いをお願いします。
27	他の割引との併用可否(どれを適用としどれを適用外とするか)は各事業者での判断か	各事業者での判断となります。なお各市町村等が行っている割引制度は各市町村に念のためご確認をお願いします。「使っ得！」については適用の優先順位を設けておりません。
28	本キャンペーン適用のために既存予約の取り直しが多数発生し、宿泊施設に多くの負担が見込まれると想定されるが仕方のないことなのか	原則、本キャンペーンは予約の取り直しを推奨するものではありません。あくまでもキャンペーンによる新規需要の喚起が目的となります。そのため既存予約の取り直しは受けないスタンスこそが正当です。ただどうしても利用者目線で受けざるを得ない場合は施設様判断にお任せします。その分の事務負担発生については申し訳ございませんがご容赦頂きたいと思っております。
29	子供、幼児も対象となるのか	1泊あたり5,000円以上の宿泊代金が設定されている子供、幼児であれば対象となります。
30	連泊は可能か	可能です。ただし1泊あたりの代金が異なる場合、割引額にも影響が出てきますので、必ず1泊あたりの内訳で計算をお願いします。 【例】1泊目:15,000円 2泊目:5,000円 ⇒(割引額)1泊目:5,000円 2泊目:2,500円 ※上記の総額を半分と計算すると、ミスにつながりますのでご注意ください。 20,000円 ⇒(半額)10,000円(×)
31	大人2名で1室20,000円、子供2人(1人あたりプラス5,000円)の場合、計算はどくなるか	1人1泊あたりの宿泊代金で計算します。 【質問の例の場合】 宿泊代金 大人1人1泊:20,000÷2=10,000円 子供1人1泊:5,000円 ⇒(割引額)大人1人1泊あたり:5,000円 子供1人1泊あたり:2,500円
32	宿泊施設への直接予約でチェックアウト時に決済の場合、その時点での割引申請でも良いか	不可です。割引適用は「事前に確定している」宿泊料金・旅行代金に対して行うこと、及び利用者の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に協力する同意が予めあった上で行うこととなっているためです。
33	当日の(予約なし)飛び込みのお客様にも適用可能か	当日のお客様でもチェックイン前に①宿泊者全員が新潟県民であることの確認、②利用証明書を作成しお客様の署名を頂くことができれば適用可能です。①②いずれかがどの段階でできなければ適用不可となります。
34	消費税・入湯税についての考え方	消費税込の金額を基準の宿泊代金として計算します。入湯税は予め宿泊代金に含めている場合は対象としますが、別途請求する場合は対象外です。
35	Quoカード等の商品券を盛り込んで設定した宿泊商品は適用可能か	換金性の高いもの(Quoカードやギフトカード等)を組み込むことはできません。その場合、当該金券の金額を除いた料金を基準の宿泊代金として計算します。
36	キャンセルした場合はどうなるか	本キャンペーンの割引を受ける前の通常料金に対してキャンセル料がかかります。なお、キャンセル料は旅行者の負担となります。
37	割引額の予算配分はあるのか	キッチリとした配分予算ではありませんが、施設ごとに配分の「目安」を定めております。(登録事業者様に別途ご案内いたします)目安の金額に達したからとそれ以上受付ができなくなるわけではありませんが、目安の金額に達しそうなになったら事務局へ必ずご連絡下さい。 ※目安金額の増額は7月31日(土)をもって終了いたします。 (配分ペースでキャンペーンの予算が上限に達したため)
38	県外の旅行会社が宿泊施設と連携して商品を造成して販売することが可能か	不可です。今回はOTA事業者を除き、原則新潟県内に本店、支店、営業所がある旅行会社を対象事業者としています。
39	割引額の請求の際の報告書類は	「実績報告書 兼 請求書」及び「実績内訳シート」となります。 使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページよりダウンロードできます。 https://www.tukatoku-niigata.com/ ※分からない場合は事務局へお問い合わせ下さい。
40	報告書類の提出先、提出方法は	原則、データでのメール送信による提出とします。 送信先:toiawase@tsukattku.com
41	報告書類の提出期限、振込時期は	各月1日から末日までの実績について翌月15日までに提出下さい。 提出後、事務局が内容を審査し適正な内容であると確認した日から30日以内に振込をいたします。
42	旅行者から地域クーポン券のお客様へのお渡しを依頼された場合はお渡しして大丈夫か	OTA事業者やWeb販売でない限りは原則、地域クーポン券を旅行者からお客様へお渡し頂きます。間際予約等でどうしても事前に旅行者で地域クーポン券のお渡しができず、宿泊施設に事前連絡があった場合には例外的に認めます。ただし宿泊施設保有のクーポン券を代用することとなりますので、代用したクーポン券番号を必ず控えておくと共に、後日代用した枚数分のクーポン券を旅行者から送ってもらい総数が狂わないような管理をお願いいたします。
43	地域クーポン券の開始日記入はスタンプ又は印刷等でも可能か	事務局ではスタンプは用意しておりませんので、宿泊施設保有のスタンプ等があればそれをご利用頂くことは問題ありません。なお間違えて記入してしまった場合は無効とし、新たに別のクーポン券をご利用下さい。日付を間違えて記入したり修正液等で書き直したりしたクーポン券は無効となります。
44	連泊の場合、地域クーポン券の旅行開始日はどのように記載するのか	1泊目分のクーポン券には1泊目の日付を、2泊目分のクーポン券には2泊目の日付を記載下さい。

45	地域クーポン券はどこで使えるのか	加盟店は随時参画募集しており、最新情報は使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページより確認できます。 https://www.tukatoku-niigata.com/ ※クーポン券裏面のQRコードからもご確認頂けます。
46	地域クーポン券は宿泊代金の残額や次回宿泊時の支払いに利用可能か	不可です。
47	素泊まり予約でチェックインし、当日追加した食事代を地域クーポン券で支払うことは可能か	その宿泊施設が地域クーポン券取扱店舗としての登録もしていれば可能です。
48	宿泊で付与された地域クーポン券を別途、日帰りの着地型オプションツアーに利用することは可能か	不可です。
49	地域クーポン券をお客様へ渡した後に急遽キャンセルが出た場合	キャンセルとなった人泊分×2,000円の地域クーポン券をお客様より回収して下さい。
50	お客様へ渡した地域クーポン券番号の管理方	【お客様へ直接、割引商品の販売を行う場合】 「利用確認書」にお渡し済のクーポン券番号を記載し、保管して下さい。 【OTA事業者経由の販売でクーポン券のみをお客様へ渡す場合】 【OTA予約用】地域クーポン管理シートにお渡し済のクーポン券番号を記載し、保管して下さい。OTAへのクーポン券番号の報告は不要です。
51	地域クーポン券の枚数を間違ってお客様へ渡してしまった場合	多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。
52	地域クーポン券の旅行開始日を誤って記入してしまった場合	当該クーポン券は無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようお願いいたします。新たなクーポン券に正しい日付を記入の上、お客様にお渡し下さい。
53	汚損・誤記入した地域クーポン券の取扱方は	事業終了まで、一旦事業者にて保管下さい。汚損・誤記入した地域クーポン券の券番を控える必要はありませんが、間違ってお客様にお渡しすることのないようお願いいたします。当該クーポン券や事業終了後に余った地域クーポン券の事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。
54	地域クーポン券を紛失してしまった場合	事務局へご連絡下さい。
55	地域クーポン券が足りなくなった場合	事務局へご連絡下さい。追加で発送いたします。なお、ご連絡を頂いてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡頂くようお願いいたします。
56	民泊施設や農泊施設の登録可否について確認したい	民泊施設の場合、「旅行者経由・OTA経由」であれば販売可となります。農泊施設も同様です。民泊・農泊施設による直接販売は対象外となりますのでご注意ください。なお、旅行者経由・OTA経由の販売のみであっても民泊・農泊施設の「宿泊対象事業者」としての登録は必要となります。
57	事業者登録の種別でパターンAとパターンBがあるが、これはどこで選択しどのように報告すれば良いのか	事務局への報告は不要です。どちらを選択されるかは任意ですので、利用者への案内と該当商品の販売方法(パターンAは直接販売をしない、パターンBは直接販売をする)が事業者内のスタッフ様に共有されていればそれで大丈夫です。
58	振込時の名義はどうなるか	「使っ得にいがた県民割キャンペーン事務局」名で振込いたします。